

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会

運 用 方 針 細 則

令和 6 年 9 月 25 日決定、令和 6 年 10 月 1 日適用

1. 資産配分

(1) 投資対象資産及び基本資産配分比率

投資対象とする資産及び資産配分比率（時価ベース）は、以下のように定める。

投資対象資産名		基本資産配分比率 中心値	基本配分からの 乖離の上下限
株 式	国内株式	6. 0 %	± 5. 0 %
	外国株式	6. 0 %	± 5. 0 %
債 券	国内債券 (一般勘定を含む)	3 9. 0 %	± 5. 0 %
	外国債券 (円ヘッジ無し)	5. 0 %	± 5. 0 %
	外国債券 (円ヘッジ付き)	2 7. 0 %	± 5. 0 %
オルタナティブ		7. 0 %	± 5. 0 %
短期資産		1 0. 0 %	± 5. 0 %
合計		1 0 0. 0 %	-

(2) 時価変動等による資産配分の変動の修正

四半期末の時点で、基本配分からの乖離の上下限幅を超える資産配分の変動が生じた場合には、基本資産配分の上下限内への資産配分の修正を行うことを原則とする。オルタナティブが乖離の上下限を超えた場合は、流動性の制約を考慮し、その都度対応するものとする。

修正については、運用機関に対する指示をもって行う。

(3) 基本資産配分の方針変更

共済会の運用目標（債務特性等）や市場環境の大幅な変化等、従来前提条件に大幅な修正が必要と考えられる事象が発生した場合には、共済会は、資産配分方針の変更を含む見直しを行う。変更にあたっては、以下の点を遵守する。

ア) 適正な意思決定プロセスを通じて資産配分方針を変更する。

イ) 関係者に対する必要な情報の開示を行う。

2. 運用スタイルの配分

(1) 運用商品の選択

運用商品の選択においては、その付加価値源泉に基づく機能を最大限に重視し、基本方針を最も効率的に実現させるための、最適な選択を追求する。

運用委託報酬は、その機能に応じて妥当な水準を総合的に勘案する。

(2) 資産全体の戦術的（短期的）な変更について

基本資産配分に対する、戦術的（短期的）な変更は行わない。

但し、資産配分の戦術的（短期的）な変更機能を持つ運用手法を採用することは妨げないが、基本資産配分の方針維持の重要性を踏まえ、これらの運用手法に対する資産配分は全体で20%程度を上限とする。

3. 評価基準

投資対象資産毎の評価基準は、以下の市場指数を用いる。

資産区分	市場指数（ベンチマーク）
国内株式	TOPIX（配当込）
外国株式	MSCI-KOKUSAI（円ベース、税引前・配当込）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）
外国債券（円ヘッジ無し）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
外国債券（円ヘッジ付き）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）
オルタナティブ	東京レポ・レート
短期資産	東京レポ・レート

4. 変 更

本細則を変更する場合は、理事会の決議を経て、全会員数の4分の3以上の同意を得ることを条件とする。

リバランス・ルール

平成23年10月14日制定

令和5年5月25日改定

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会

1. リバランスの基本原則

基本資産配分が時価変動に伴い許容乖離幅を超えた場合は、効率的かつ速やかに是正措置を施し、適正な基本資産配分による資産運用を維持する。

2. リバランス方法

(1) タイミング

原則、四半期ごとにリバランスを実施する。

(2) 計測基準日

前四半期末を残高基準として、リバランスを実施する。

(3) 調整範囲

実際の基本資産配分が、残高基準日時点で許容乖離幅を超えていた場合、許容乖離幅以内までの修正を行うこととする。

(4) 調整のタイミング

実際の調整は、四半期末時点からずれるため、その間の時価変動の影響を受けるが、基本的に月初に指示した配分を優先して実行する。従って、できるだけ速やかに実行されることが必要となる。但し、リバランスを委託する金融機関が明らかに指示と時価との乖離が大きいと判断されるような市場変動が生じた場合は、共済会にその旨を通知することとし、再検討する。

(5) 調整方法

原則、リバランスを委託する金融機関の委託資産において、再配分を実施する。

(6) 効率性の確保

売買手数料などリバランスに伴うコストを極力削減するよう努力し、最大限の効率化を図ることとする。

(7) オルタナティブ

オルタナティブが乖離の上下限を超えた場合は、流動性の制約を考慮し、その都度対応を検討するものとする。

3. リバランス手順

頻度	手順	役割分担
毎 四 半 期	① 翌月初に、各運用機関の時価残高をヒアリング (速報ベース)	共済会
	② ①の結果に基づきガイドラインの修正を、リバランスを 委託する金融機関へ指図	共済会
	③ 上記②の内容を反映した承諾書を共済会へ提出	リバランス委託 金融機関
	④ 新ガイドラインに基づき資産の売却と購入を実施	リバランス委託 金融機関
毎 月	拠出金と給付金の指図においては、基本資産配分比率の許容 乖離幅の範囲で収まるよう、配分を調整する。	共済会

4. リバランス・ルールの実行

リバランスが必要な時は、事務局で協議し、常務理事が決定をし、リバランスを委託する金融機関へ通知するものとする。

5. リバランス・ルールの変更

リバランス・ルールを変更する場合は、資産運用委員会の協議を得て、理事会で決定するものとする。

このルールは、2023年8月1日から施行する。